

宇宙政策委員会 基本政策部会
宇宙活動法の見直しに関する小委員会の設置について

1. 設置の目的

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下、「宇宙活動法」という。）は、平成 30 年 11 月 15 日に施行されてから 5 年が経過したため、同法附則第 5 条に基づき、同法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる必要がある。

また、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「民間企業による新たな宇宙輸送等を実現可能とするため、宇宙活動法の改正を視野に、2024 年度内に制度見直しの考え方を取りまとめる」こととされた。

このため、宇宙活動法の制度見直しの考え方を検討するため、宇宙政策委員会の下に「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」（以下、「小委員会」という。）を設置することとする。

2. 検討事項

小委員会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙活動法の制度見直しの考え方について
- (2) その他

なお、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることにする。

3. 委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。座長は、座長代理を指名することができる。

4. 庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局が処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

宇宙活動法の見直しに関する小委員会 構成委員一覧

座長	小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
	青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
	石井 由梨佳	防衛大学校総合安全保障研究科 准教授
	木村 真一	東京理科大学創域理工学部 教授
	久保田 孝	明治大学理工学部 特任教授
	笹岡 愛美	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
	佐藤 智典	日本経済団体連合会 宇宙開発利用推進委員会 企画部会長
	白井 恭一	宇宙リスクコンサルタント 慶應義塾大学法学大学院 講師（非常勤）
	新谷 美保子	TMI 総合法律事務所パートナー（弁護士）
	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科 教授
	原田 大樹	京都大学法学系（大学院法学研究科） 教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授

（五十音順、敬称略）